



金 沢 市 公 報

号外第9号の2

平成24年(2012年)3月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	議 会 規 則	
条 例		金沢市議会会議規則の一部を改正する規則	
金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例		(議会事務局)	1
(議会事務局)	1		

条 例

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市条例第1号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市議会委員会条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「産業企業常任委員会」を「経済環境常任委員会」に改め、同号イ中「企業局」を「環境局」に改め、同条第3号ア中「事項」の次に「(市民の生活安全及び危機管理に関する事項を除く。)」を加え、同号エを削り、同条第4号を次のように改める。

- (4) 建設企業常任委員会 8人
 - ア 都市整備局の所管に属する事項
 - イ 企業局の所管に属する事項

第2条第5号中「教育環境常任委員会」を「教育消防常任委員会」に改め、同号ア中「環境局」を「市民局」に改め、「事項」の次に「(市民の生活安全及び危機管理に関する事項に限る。)」を加え、同号に次のように加える。

- ウ 消防局の所管に属する事項

第2条 金沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「産業局」を「経済局」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 農林局の所管に属する事項

第2条第3号ア中「(市民の生活安全及び危機管理に関する事項を除く。)」を削り、同号イ中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

- ウ 保健局の所管に属する事項

第2条第4号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 土木局の所管に属する事項

第2条第5号ア中「市民局」を「危機管理監」に改め、「(市民の生活安全及び危機管理に関する事項に限る。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

金 沢 市 議 会 議 長 苗 代 明 彦

●金沢市議会規則第2号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第82条（記載方法）」を「第82条（記名投票）
第82条の2（無記名投票）」に改める。

第80条第2項中「議長は、」の次に「記名又は無記名の」を加える。

第81条第1項中「ときは、」の次に「記名又は無記名の」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。
第82条を次のように改める。

（記名投票）

第82条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

第82条の次に次の1条を加える。

（無記名投票）

第82条の2 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第83条中「投票を」を「記名投票又は無記名投票を」に改める。

第116条第14号中「投票」を「記名投票」に、「数」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年(2012年)3月23日 印刷

平成24年(2012年)3月23日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄